

**犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び
常用発電等施設整備・運営事業**

入札説明書

平成26年5月

愛知県企業庁

目 次

1.	入札説明書の定義	1
2.	事業概要等	2
2.1	事業名称.....	2
2.2	事業に供される公共施設の種類.....	2
2.3	公共施設の管理者	2
2.4	事業目的.....	2
2.5	事業概要.....	2
2.6	事業期間.....	6
2.7	事業スケジュール（予定）	6
2.8	事業者の収入に関する事項	6
2.9	事業に必要な法令等の遵守	7
3.	事業者の募集及び選定	8
3.1	事業者の募集及び選定方法	8
3.2	選定の手順及びスケジュール.....	8
3.3	応募手続き等	8
3.4	応募者等の参加・資格要件	11
3.5	入札手続き方法等	14
3.6	提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	17
4.	契約に関する事項	20
4.1	基本協定の概要.....	20
4.2	特別目的会社の設立等.....	20
4.3	事業契約の締結.....	20
4.4	県企業庁と事業者のリスク分担.....	21
4.5	事業契約上の債権の取り扱い.....	21
4.6	契約保証金の納付等	21
4.7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
4.8	事業者が付保する保険.....	22
4.9	係争事由に係る基本的な考え方	22
4.10	管轄裁判所の指定	23
5.	事業実施に関する事項	24
5.1	誠実な業務遂行義務	24
5.2	要求する性能等.....	24
5.3	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	24
5.4	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
5.5	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	25
5.6	その他事業の実施に関し必要な事項.....	28

6.	提出書類.....	29
6.1	入札説明書等に関する質問の際の提出書類.....	29
6.2	参加資格審査時の提出書類.....	29
6.3	参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類.....	30
6.4	入札時の提出書類.....	30
6.5	その他様式.....	35
6.6	提出書類に関する注意事項.....	35
7.	提案書作成要領.....	36
7.1	一般的事項.....	36
7.2	参加表明書及び資格審査書等.....	37
7.3	入札書.....	37
7.4	事業計画等提案書.....	38
7.5	設計・建設業務提案書.....	44
7.6	運営・維持管理業務提案書.....	44
7.7	脱水ケーキの再生利用業務提案書.....	44
7.8	技術提案書.....	44

資料1 年度別発生汚泥量・発生ケーキ量

資料1-2 常用発電設備運転条件

資料2 事業提案書作成にあたっての用役費と土地使用料の算定について

資料3 脱水実験に使用する汚泥の提供について

資料4 ヒアリング実施要領

本入札説明書では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】**：本事業を PFI 事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】**：本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます(特別目的会社(S P C :Special Purpose Company)を設立することとします。)。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】**：応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】**：本件整備施設の設計・建設、運営並びに維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】**：本件整備施設の設計・建設、運営並びに維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】**：応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【代表企業】**：応募グループで申し込む場合に、応募グループを代表して、応募手続を行う企業をいいます。
- 【協力会社】**：応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】**：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】**：資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】**：PFI 法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される愛知県営浄水場排水処理施設 PFI 事業者選定委員会をいいます。
- 【落札者】**：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】**：実施方針の公表の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書（案）、添付書類、並びに実施方針等に関する質問回答及び意見・提案に対する回答等をいいます。
- 【入札説明書等】**：入札公告の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、様式集、基本協定書（案）、図面、並びに入札説明書等に関する質問回答等をいいます。
- 【事業提案書】**：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【2 浄水場】**：本件整備施設の設計・建設業務並びに運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする犬山浄水場、並びに排

水処理施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務並びに脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする尾張西部浄水場の総称をいいます。

【本件整備施設】：本事業において設計・建設業務を行う2浄水場における排水処理施設及び犬山浄水場における発電施設の総称をいいます。

【運営・維持管理業務等】2浄水場における排水処理施設の運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用業務並びに犬山浄水場における発電施設の運営・維持管理業務の総称をいいます。

【排水処理施設】：本事業の対象施設として位置付けるもので、犬山浄水場及び尾張西部浄水場における、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟、脱水設備、場内連絡管の総称をいいます。（表 施設関連用語参照）

【排水池】：排水池、スラッジ掻寄機、汚泥移送ポンプ等、機器類、電気機器等の総称をいいます。

【排泥池】：排泥池、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称をいいます。

【濃縮槽】：濃縮槽、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称をいいます。

【脱水機棟】：脱水機等を納める建物で、当該建物に付帯する機械・電気設備等の一切を含むものをいいます。

【脱水機】：脱水機棟内に納める、脱水機本体をいいます。

【脱水設備】：脱水機、脱水機補機等、脱水機付帯配管等、廃熱利用装置等、の浄水汚泥を処理し場外搬出するための全ての総称をいいます。

【脱水機等】：汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の再生利用を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。

【脱水機補機等】：脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出機器等の一切を含むものをいいます。

【脱水機付帯配管等】：脱水機の運転に必要な脱水機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称をいいます。

【廃熱利用装置等】：発電機棟内に設置される常用発電機からの廃熱を有効に利用する装置（廃熱回収装置を省く）の全ての総称をいいます。

【ケーキヤード棟】：脱水機棟からのケーキコンベヤの収納と脱水ケーキを貯留するための建屋で建築機械・電気設備の総称をいいます。

【ケーキヤード等】：脱水機棟からのケーキを貯留するための建屋内外に設置される機械・電気設備機器・付帯設備等の総称をいいます。

【場内連絡管】：事業エリア内外の埋設管等の総称をいいます。

濃縮施設から脱水機棟まで及び脱水機棟から排水池まで等、構内において汚泥等を送る連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等

の一切を含むものをいいます。

- 【汚泥】：浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。
- 【脱水ケーキ】：汚泥を脱水処理することにより再生リサイクルした固形物をいい、発生土ともいいます。
- 【再生利用】：有価利用と非有価利用をあわせて再生利用といいます。
- 【有価利用】：県企業庁が排出する汚泥を事業者が脱水ケーキにリサイクルし、事業者自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】：有価利用できない脱水ケーキの在庫を事業者が処理費用を支払って舗装材・埋戻し材等の製品へ利用することをいい、それに係る費用については、発生した脱水ケーキが有価利用可能量を上回った分に対して、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】：事業提案書において事業者が提案する1事業年度に有価利用を行える脱水ケーキの最大量（t・ds/年）をいいます。
- 【発電施設】：発電機棟、常用発電設備及び太陽光発電設備の総称をいいます。（表施設関連用語参照）
- 【発電機棟】：常用発電機等を納める建物と建物に付帯する建築機械・電気設備等の総称をいいます。
- 【常用発電設備】：常用発電機等、LNG サテライト設備等の総称をいいます。
- 【常用発電機等】：発電機棟内に納める、常用発電機、常用発電機補機等、常用発電機付帯配管、廃熱回収装置等、電気設備等の総称をいいます。
- 【常用発電機補機等】：常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の機械・電気機器類の総称をいいます。
- 【常用発電機付帯配管等】：常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称をいいます。
- 【廃熱回収装置等】：常用発電機から排出される熱を回収して利用する装置等の総称をいいます。
- 【LNG サテライト設備等】：LNG を貯留し、常用発電機棟まで供給する全ての機器・配管・配線類等の総称をいいます。
- 【太陽光発電設備】：太陽光発電システムともいいます。太陽光アレイ、パワーコンディショナの総称をいい、太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システム全体の総称をいいます。
- 【太陽光アレイ】：太陽光モジュールを組み合わせたものをいいます。太陽光パネルともいいます。
- 【パワーコンディショナ】：太陽電池が発電する電気を利用が可能な電気に変換する装置の総称をいいます。
- 【特高受変電設備】：電力会社からの受電～高圧配電までの電気設備の総称をいいます。

- 【高圧受変電設備】：特高受変電設備からの受電～低圧配電までの電気設備の総称をいいます。
- 【運転操作設備】：電動機等の動力制御回路を収納する電気設備の総称をいいます。
- 【計装設備】：水位や流量等、設備管理に必要な項目の計測及び計算を行う設備の総称をいいます。
- 【非常用発電機】：商用停電時に電力を供給する発電機等をいいます。
- 【発電電力】：発電機本体が発生する電力のことをいいます。海拔 0m、給気温度 15℃、気圧 1,013hPa、相対湿度 60%の条件による評価をいいます。
- 【売電】：太陽光発電設備で発電した電気を電力会社へ売電することをいいます。
- 【FIT】：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいて実施される再生可能エネルギーの固定価格買取制度をいいます。
- 【法令等】：法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン又はその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置をいいます。
- 【特許権等】：特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利をいいます。
- 【関係者協議会】：本事業に関して県企業庁と事業者との間の協議を行うための機関をいい、県企業庁、事業者及び第三者により構成されます。
- 【一時支払金】：本件整備施設の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部について、県企業庁が、年度ごとの出来形に応じて事業者を支払う費用をいいます。
- 【割賦支払金】：本件整備施設の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、本件整備施設の設計及び建設業務に係るサービスの対価から一時支払金を除いた額を割賦支払金の元本とし、当該割賦支払元本と割賦支払利息の合計額となります。支払い時には、割賦支払金に対する消費税等を上乗せした額を支払います。

表 施設関連用語

区分		内容	
排水処理施設	排水池	排水池、スラッジ掻寄機、汚泥移送ポンプ等、機器類、電気機器等の総称	
	排泥池	排泥池、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称	
	濃縮槽	濃縮槽、スラッジ掻寄機、汚泥引き抜きポンプ等機器類、電気機器等の総称	
	脱水機棟	脱水機等を納める建物（建物に付帯する機械・電気設備等を含む）	
	脱水設備	脱水機等	汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含む。なお、脱水とは、汚泥の再生利用を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいう
		脱水機補機等	脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出機器等の一切を含む
		脱水機付帯配管等	脱水機の運転に必要な脱水機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称
		廃熱利用装置等	発電機棟内に設置される常用発電機からの廃熱を有効に利用する装置の総称
	ケーキヤード棟	脱水機棟からのケーキコンベヤの収納と脱水ケーキを貯留するための建屋で建築機械・電気設備の総称	
	場内連絡管	事業エリア内外の埋設管等の総称	
発電施設	発電機棟	常用発電機等を納める建物（建物に付帯する建築機械・電気設備等を含む）	
	常用発電設備	常用発電機等	発電機棟内に納める、常用発電機、常用発電機補機等、常用発電機付帯配管、廃熱回収装置等、電気設備等の総称
		常用発電機補機等	常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の機械・電気機器類の総称
		常用発電機付帯配管等	常用発電機運転に必要な常用発電機棟内の配管・弁類・配線・配線管類等の総称
		廃熱回収装置等	常用発電機から排出される熱を回収して利用する装置等の総称
	LNG サテライト設備等	LNG を貯留し、常用発電機棟まで供給する全ての機器・配管・配線類等の総称	
	太陽光発電設備	太陽光発電システム	太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システム全体の総称
		太陽光アレイ	太陽光モジュールを組み合わせたもの。太陽光パネルともいう
パワーコンディショナ		太陽電池が発電する電気を利用が可能な電気に変換する装置の総称	

1. 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、県企業庁が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 26 年 3 月 17 日に特定事業として選定した「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものです。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとします。

本事業の基本的な考え方については、平成 25 年 12 月 24 日に公表した実施方針と同様ですが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映しています。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとします。

また、別添資料の「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）及び「犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、本入札説明書と一体のものとしてします。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとします。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとし、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に関する質問回答を優先するものとします。

また、本入札説明書等に関する質問を受け付け、回答をする予定としていますが、回答にあたっては、要求水準書、事業契約書（案）、基本協定書（案）及び様式集を変更する場合があります。

2. 事業概要等

2.1 事業名称

犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業

2.2 事業に供される公共施設の種類

- ・犬山浄水場及び尾張西部浄水場の脱水設備（更新）
- ・犬山浄水場の常用発電設備（新設）
- ・犬山浄水場の太陽光発電設備（新設）

2.3 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 丹羽 健一郎

2.4 事業目的

我が国では、浄水場をはじめとする社会資本施設の老朽化が進み、早急な更新または適切な長寿命化対策が喫緊な課題になっており、厳しい財政状況下においては民間資金及び民間のノウハウを活用できる PFI に対する期待がますます高まっています。

愛知県では、平成 14 年度に早い段階から浄水工程に直接影響を与えない浄水場の排水処理業務について、PFI を導入する方針を打ち出し、県内を愛知用水、三河及び尾張の 3 地域に分けて順次 PFI を導入してきています。先行する 2 例（愛知用水及び三河地域）が順調に運営されていることから、尾張地域（犬山浄水場及び尾張西部浄水場）についても PFI を導入します。

また、東日本大震災での長期停電を教訓に、県営浄水場への非常用自家発電施設の配備を進めていますが、犬山浄水場については、非常用自家発電施設としても機能する天然ガス常用自家発電施設を導入することとしました。これにより、長期停電に備えつつ、東日本大震災以降、需給がひっ迫している電力需給の緩和についても貢献します。

さらに犬山浄水場では、太陽光発電を行い浄水場用地の有効活用を図り、太陽光発電で得られた電力は同浄水場において自己消費するとともに、余剰電力は FIT を活用して売電します。

以上のとおり、排水処理施設、常用発電設備及び太陽光発電設備を組み合わせた事業において、PFI を導入することで、多様な専門性を集結させ、民間事業者の持つ高度なノウハウを最大限活用し、県営浄水場のサービス水準の向上を図ります。

2.5 事業概要

2.5.1 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

犬山浄水場 (計画給水量) 上水：371,600m ³ /日 (現在給水能力) 上水：344,300m ³ /日	脱水設備	脱水機棟	脱水設備（電気・機械・計装設備を含む。）及び濃縮施設の電気設備を納める建物 ・①昭和51年度建設、②昭和62年度増床、③平成6年度増床 ・1階RC造、2階S造の2階建て ・延床面積①853m ² 、②559m ² 、③458m ²
		脱水機	脱水機（2（3）台） ◎1号脱水機（休止中） ・昭和54年度設置 ・加圧圧搾型ろ布面積400m ² /台 ◎2号脱水機 ・昭和62年度設置 ・長時間加圧型ろ布面積670m ² /台 ◎3号脱水機 ・平成7年度設置 ・長時間加圧型ろ布面積670m ² /台
		脱水機補機等	脱水機関連補機（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		脱水機付帯配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
	常用発電設備	本事業において、新規に整備	
	太陽光発電設備		

尾張西部浄水場 (計画給水量) 上水：264,100m ³ /日 工水：290,000m ³ /日 [150,000m ³ /日] (第1期改築計画(H20~29)) (現在給水能力) 上水：169,000m ³ /日 工水：290,000m ³ /日 [150,000m ³ /日] (第1期改築計画(H20~29))	脱水設備	脱水機棟	脱水設備（電気・機械・計装設備を含む。）及び濃縮施設の電気設備を納める建物 ・平成2年度建設 ・S造、一部RC造の2階建て ・延床面積528m ²
		脱水機	脱水機（1台） ◎1号脱水機 ・平成2年度設置 ・長時間加圧型ろ布面積700m ² /台
		脱水機補機等	脱水機関連補機（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		脱水機付帯配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
	天日乾燥床	◎1,000m ³ ×9池 ・RC構造 12m×15m×1.75m（1池あたり） ・昭和59年度建設	

2.5.2 事業方式

PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O : Build Transfer Operate）により実施することとします。

2 浄水場については、排水処理施設の整備・運営を実施することとします。事業者が排水処理施設の運営を開始するまでの期間は、県企業庁が既設排水処理施設の運営を継続します。

また、犬山浄水場は、排水処理施設に加えて、常用発電設備（天然ガスコージェネレーション設備）及び太陽光発電設備の整備・運営も実施することとします。なお、事業者が発電施設を整備することに伴い必要となる犬山浄水場の既設設備の改造は、事業者提案にあわせて合理的な範囲で県企業庁が本 PFI 事業とは別に直営で実施します。

事業者は、発電施設の設計を行い、県企業庁の系統連系及び FIT の手続きに協力することとします。

2.5.3 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。なお、発電施設に関する業務は、犬山浄水場のみ該当します。

1) 設計・建設業務

7) 排水処理施設（2 浄水場）

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 生活環境影響調査
- ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・ 脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管等の設計・建設業務
- ・ 外構整備業務
- ・ 工事監理
- ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
- ・ 脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管等の県企業庁への引き渡し

4) 発電施設（犬山浄水場のみ対象）

i) 常用発電設備

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 生活環境影響調査
- ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・ 発電機棟及び常用発電設備の設計・建設業務
- ・ 外構整備業務

- ・ 工事監理
- ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
- ・ 発電機棟及び常用発電設備の県企業庁への引き渡し

ii) 太陽光発電設備

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 生活環境影響調査
- ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・ 太陽光発電設備の設計・建設業務
- ・ 工事監理
- ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
- ・ 太陽光発電設備の県企業庁への引き渡し

2) 運営・維持管理業務

7) 排水処理施設の運営・維持管理業務（2 浄水場）

- ・ 排水処理施設の運転管理
- ・ 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・ PFI 事業範囲の外構の維持管理
- ・ PFI 事業範囲の管理業務
- ・ 排泥池の汚泥移送、濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量、日常点検等の管理業務）
- ・ 脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・ 事業完了時における県企業庁への引継ぎ

4) 脱水ケーキの再生利用業務

- ・ 脱水ケーキの再生利用

7) 発電施設の運営・維持管理業務（犬山浄水場のみ対象）

i) 常用発電設備

- ・ 常用発電設備の運転管理
- ・ 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・ PFI 事業範囲の外構の維持管理
- ・ PFI 事業範囲の管理業務
- ・ 事業完了時における県企業庁への引継ぎ

ii) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の運転管理
- ・太陽光発電設備の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・PFI 事業範囲の管理業務

I) その他

- ・見学者対応（犬山浄水場のみ対象）

2.5.4 県企業庁が行う業務

県企業庁は、以下の業務を本事業とは別に行います。

- ・既設の高変電所及び浄水場中央計装の改造
- ・既設の施設・設備の運営・維持管理に関する業務
- ・電力及び LNG 供給事業者との契約（電気供給契約及び売電契約、並びに LNG 供給契約）

2.6 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結の翌日から平成 49 年 3 月 31 日までとします。うち、設計・建設業務は平成 29 年 3 月 31 日までに完了することとします。

2.7 事業スケジュール（予定）

- ・事業契約の締結
平成 26 年 12 月
- ・太陽光発電の申請・接続契約
契約締結の翌日～平成 27 年 3 月
- ・本件整備施設の設計・建設（試運転期間を含む。）
契約締結の翌日～平成 29 年 3 月
- ・排水処理施設の運営・維持管理及び脱水ケーキの再生利用（県企業庁による既設排水処理施設の運営・維持管理業務と並列して運営・維持管理は行わない。ただし、短期の試運転調整期間を除く。）
平成 29 年 4 月～平成 49 年 3 月

2.8 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価と運営・維持管理業務に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

2.8.1 設計・建設業務に係る対価

県企業庁は、設計・建設業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。(詳細は事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)

2.8.2 運営・維持管理業務に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。

排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います。(詳細は事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)

常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は9時～17時以外の運転(ピークカット運転)時間に応じた金額を支払います。

太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は固定費で構成されます。

なお、常用発電及び太陽光発電においては、事業者が要求水準を上回った場合は、運営・維持管理業務の支払い対価を増額し、下回った場合は減額します。(詳細は事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)

2.9 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI法のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとします。

3. 事業者の募集及び選定

3.1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用されます。

3.2 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

スケジュール（予定）	内 容
平成26年 5月2日	① 入札公告、入札説明書等の公表・交付
5月9日	② 入札説明書等に関する説明会
5月12日	③ 第2回現地見学会
5月28日～30日	④ 入札説明書等に関する質問の受付
6月20日	⑤ 入札説明書等に関する質問回答の公表
6月23日～25日	⑥ 参加表明書の受付、参加資格の確認
7月9日	⑦ 資格審査結果の通知
9月10日～11日	⑧ 入札書及び事業提案書の受付
10月29日	⑨ 開札
10月	⑩ 落札者の決定及び公表
11月	⑪ 基本協定の締結
12月	⑫ 事業者との事業契約締結

3.3 応募手続き等

3.3.1 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表・交付します。

3.3.2 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会を実施します。

[説明会]

開催日時 26年5月9日（金）午後2時から（受付開始：午後1時30分）

開催場所 愛知県自治センター6階 会議室I 名古屋市中区三の丸三丁目1-2（来場

の際は、公共交通機関利用のこと)

入札説明書等に関する説明会への参加希望者は、入札説明書等に関する説明会参加申込書(様式11-1)に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。参加者は各社2名までとします。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等PFI】入札説明書等に関する説明会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。

申込期限 平成26年5月7日(水)午後5時まで
申込先 愛知県企業庁水道部水道事業課
メールアドレス kigyosuiji@pref.aichi.lg.jp
電話(ダイヤルイン) 052-954-6683

※当日は、入札説明書等の書類配布をいたしません。必要な場合は、ホームページより出力して持参して下さい。

3.3.3 第2回現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、現地見学会を開催します。

[見学会]

開催日時 平成26年5月12日(月)
開催場所・時間 尾張西部浄水場 午前10時から
犬山浄水場 午後1時30分から
集合場所 各浄水場管理棟玄関前

第2回現地見学会への参加希望者は、第2回現地見学会参加申込書(様式11-2)に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。参加者は各社3名までとします。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等PFI】第2回現地見学会」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。

申込期限 平成26年5月7日(水)午後5時まで
申込先 愛知県企業庁水道部水道事業課
メールアドレス kigyosuiji@pref.aichi.lg.jp
電話(ダイヤルイン) 052-954-6683

3.3.4 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

愛知県企業庁水道部水道事業課において、入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付けます。質問の提出方法、書式等については、様式1-1を参照すること。

質問に対する回答は、県企業庁が質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものを除き、県企業庁webサイトにおいて回答する予定であり、個別に回答は行わないものとします(なお、質問者名は公表しません)。

提出期間 平成 26 年 5 月 28 日（水）～30 日（金）正午まで
提出先 愛知県企業庁水道部水道事業課
メールアドレス kigyo - suiiji @pref.aichi.lg.jp
回答公表 平成 26 年 6 月 20 日（金）（予定）

3.3.5 参加表明書及び資格審査書等の受付

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書等を提出し、参加資格の有無について県企業庁の確認を受けることとします。

参加表明書及び資格審査書等の提出書類は、「6.2 参加資格審査時の提出書類」により作成してください。

提出期間 平成 26 年 6 月 23 日（月）から平成 26 年 6 月 25 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
提出場所 愛知県企業庁管理部総務課契約グループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460-8501）
提出方法 持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成 26 年 6 月 25 日（水）午後 5 時までに必着とします。
応募者等の参加資格確認基準日 平成 26 年 6 月 25 日（水）とします。

3.3.6 資格審査結果の通知等

県企業庁は、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書等により参加資格の有無について確認を行います。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

県企業庁は、資格審査の結果を平成 26 年 7 月 9 日（水）までに応募者に通知します。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、県企業庁に対してその理由について書面により説明を求めることができます。県企業庁は、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

3.3.7 接続検討申込書（写）及び回答書（写）の提出

本事業の応募者は、平成 26 年 7 月 1 日（火）までに中部電力株式会社宛てに発電施設に関する接続検討申込を行うこととします。申込に係る費用は応募者の負担とします。

応募者は、事業提案書に申込を行った接続検討申込書の写しを添付することとします。

また、応募者は平成 26 年 10 月 3 日（金）午後 5 時までに接続検討申込の回答書の写しを県企業庁水道事業課へ提出することとします。提出は応募者が提出場所へ持参するか又

は郵送によることとします。

提出場所 愛知県企業庁水道部水道事業課 名古屋市中区三の丸三丁目1-2
(郵便番号 460-8501)

提出方法 持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁水道部水道事業課に平成26年10月3日(金)午後5時までに必着とします。

3.3.8 脱水実験等に使用する汚泥の提供

事業者による脱水設備の規模の算定等に必要データの収集に資するため、希望者に対し、脱水実験等に使用する汚泥及び脱水ケーキを提供しています。申し込み方法等は様式11-3のとおりとします。(詳細は「資料3 脱水実験に使用する汚泥の提供について」を参照すること)。

3.4 応募者等の参加・資格要件

3.4.1 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の1)～8)の要件を満たすこととします。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の1)～7)の要件を満たすこととします。

応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として本件入札に参加できないものとします。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特殊な業務であることから、応募グループの協力会社となり、同時に他の応募グループにおける当該業務の協力会社となることは可能とします。

なお、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員にならないものとします。

応募者は、参加表明書に、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記することとします。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととします。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 入札参加表明書の提出の日から落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 3) 入札参加表明書の提出の日から落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務

及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- 4) 県企業庁が発注した3.4.2 応募者等の資格要件の3)、4)、5) に示す業種の工事業に係る工事について、愛知県企業庁工事請負業者選定要領第4条第6項に基づく非指名措置を受けている場合は、指名しないこととしている期間が満了していること。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、県企業庁における入札参加資格の再認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- 6) 県企業庁が本事業に関するアドバイザリー業務を委託した株式会社日本経済研究所並びに株式会社日本経済研究所が当該アドバイザリー業務において提携関係にある株式会社東京設計事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア)、イ) 又はロ) に該当する者のことをいいます。

- ア) 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者(100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は、他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。)
 - イ) 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
 - ロ) その他当該企業と特別な提携関係があると認められる者
- 7) 本事業にかかる事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - 8) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- i) 親会社と子会社の関係にある場合
- ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、i) については、会社の一方が更生

会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- り) その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他、上記 7) 又はi) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3.4.2 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち設計・建設、運営・維持管理の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）のすべてが1) 及び2) を満たし、かつ、いずれかが3) から7) の要件を満たすこととします。

- 1) 平成 26 年度及び平成 27 年度県企業庁における入札参加資格者名簿に登録されている者、又は平成 26 年度及び平成 27 年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿において、大分類「03. 役務の提供等」、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「08. 上・下水道施設管理のうち、「01. 上水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、開札の日までに当該名簿に登録されていること。
- 2) 手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
- 3) 平成 26 年度及び平成 27 年度の県企業庁における入札参加資格の認定において認定された電気工事業の経営事項評価点数が920点以上であること。
- 4) 平成 26 年度及び平成 27 年度の県企業庁における入札参加資格の認定において認定された機械器具設置工事業の経営事項評価点数が900点以上であること。
- 5) 県企業庁が発注する工事のうち、水道施設工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- 6) 公称浄水処理能力1万m³/日以上浄水場における浄水汚泥の排水処理施設について、機械脱水設備本体の製造又は施工（下請含む）の実績を有する者であること。
- 7) 工場等における平常時の発電出力の合計が1,000kW以上の天然ガスコージェネレーションシステム本体について、製造又は施工（下請含む）の実績を有する者であること。

3.4.3 応募者の構成員等の変更

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までの間に上記3.4.1 及び3.4.2 を欠くような事態が生じた場合は失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業又は応募グループの構成員及び協力会

社の変更は原則として認めないこととしていますが、県企業庁が特に認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

3.5 入札手続き方法等

3.5.1 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札書（様式4-1）、入札価格内訳書（様式4-2）及び事業提案書を県企業庁に提出すること。

なお、提出は応募企業又は応募グループの代表企業が提出場所へ持参するか又は郵送によることとし、電送によるものは受け付けません。書類の提出に関する詳細については、「6.4 入札時の提出書類」を参照のこと。

提出日時	平成26年9月10日（水）及び平成26年9月11日（木）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
提出場所	愛知県自治センター11階 愛知県企業庁管理部総務課 名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
提出方法	持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県企業庁管理部総務課契約グループに平成26年9月11日（木）午後5時までに必着とします。

3.5.2 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の県企業庁への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。

3.5.3 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

3.5.4 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書提出期限までに、入札辞退届（様式3-1）を愛知県企業庁管理部総務課に提出すること。

3.5.5 入札のとりやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、県企業庁は、当該応募者を入札に参加させません。

また、応募者が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は、入札の執行を延期し、若しくはとりやめ

ることがあります。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

3.5.6 入札価格の記載等

1) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとします。

入札予定価格 金 11,215,075,000円

なお、入札予定価格は、事業期間中に県企業庁が事業者を支払うサービス購入料を単純合計した金額です。また、入札予定価格には、事業契約書（案）に規定する金利変動、物価変動、サービス購入料の増減額（脱水ケーキの非有価利用業務に係る対価を除く）並びに消費税及び地方消費税額は含みません。

2) 入札価格の記載

入札価格は、サービス購入料支払い予定表（様式6-11）の数値と整合を図りながら、下記「7. 提案書作成要領」に基づいて記載すること。

3.5.7 提出書類の取り扱い

1) 著作権

県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属します。また、入札参加者が提出した事業提案書の著作権は入札参加者に帰属し、原則として公表しません（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。）。なお、県企業庁は、本事業における公表時及びその他県企業庁が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の一部を使用できるものとします。

2) 特許権等

提案内容に含まれる第三者の特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

ただし、県企業庁が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、仕様書等に第三者の特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が第三者の特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県企業庁が責任を負担します。

3) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、県企業庁から指示する場合を除き、認めないものとします。

4) 追加提出書類

県企業庁は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがあります。

3.5.8 入札保証金

入札保証金は免除とします。

3.5.9 開札

1) 日時

平成 26 年 10 月 29 日（水）午前 11 時（予定）

2) 場所

愛知県自治センター地下 2 階 愛知県入札室

3) その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

4) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者のした入札又は愛知県建設工事入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において愛知県企業庁指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けている者、その他開札時において上記 3.4.1 及び 3.4.2 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

3.5.10 県企業庁からの提供資料の取り扱い

県企業庁が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

3.5.11 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとします。

3.5.12 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

3.5.13 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用するものとします。

ただし、汚泥の乾燥状態における重量を示す計量単位として、「t-ds」という計量単位を用いるものとします。なお、当該物質が含水状態にある場合は、その含水状態における重量及び含水率を計測し、乾燥状態の重量に換算するものとします。換算に際しては、「乾燥状態における重量＝含水状態における重量×（1－含水率）」で表わされる換算式を用いるものとします。

3.6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

3.6.1 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県企業庁は、学識経験者等で構成する愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しました。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。

また、県企業庁は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

3.6.2 委員会の構成

県企業庁が設置した委員会は、以下6名の委員により構成されます。

委員長	奥野 信宏	（中京大学理事・総合政策学部教授）
副委員長	小川 光	（名古屋大学経済学部教授）
委員	山田 俊郎	（岐阜大学工学部准教授）
委員	松井 正喜	（一般財団法人中部電気保安協会保安部担当部長）
委員	相津 晴洋	（県総務部総務課長）
委員	種村 充誉広	（県企業庁技術監）

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

3.6.3 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します（詳細は、落札者決定基準参照）。

1) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類等をもとに、県企業庁は入札説明書等で示した参加要件及び資格要件についての確認審査を行います。

資格審査通過者は、入札書及び事業提案書を提出することとなります。

2) 提案審査

7) 基礎審査

県企業庁及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

県企業庁及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

4) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準を参照すること。

- ・事業の安定性に関する事項
- ・排水処理施設に関する事項
- ・脱水ケーキの再生利用に関する事項
- ・常用発電設備に関する事項
- ・太陽光発電設備に関する事項
- ・その他提案に関する事項
- ・入札価格に関する事項 等

3.6.4 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施します。詳細は「資料4 ヒアリング実施要領」参照)

3.6.5 落札者の決定・公表

県企業庁は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

また、落札者が落札者決定時から事業契約締結時まで、上記 3.4.1 及び 3.4.2 を欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。

3.6.6 事業者の選定

県企業庁と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

3.6.7 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県企業庁の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県企業庁が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

4. 契約に関する事項

4.1 基本協定の概要

県企業庁と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

なお、落札者（協力会社を除く）が基本協定を締結しない場合、県企業庁は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。ただし、この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとします。また、それまでに落札者が要した費用については、県企業庁の事由による場合を除き、落札者自らが負担するものとします。

4.2 特別目的会社の設立等

4.2.1 出資の条件等

落札者は、原則として会社法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を事業契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとすること。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとします。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

4.2.2 有資格者の配置

以下の要件を満たす有資格者を配置すること。

建設業務及び運営・維持管理業務において、高圧受電に準じた適切な業務遂行が行えるよう、電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者を 1 名以上配置すること（2 浄水場間の兼任は可能とします）。

4.3 事業契約の締結

県企業庁は、落札者と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め平成 26 年 12 月（予定）に事業契約を締結するものとします。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて県企業庁と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとします。事業契約は、設計・建設、運営・維持管理業務を包括的かつ詳細に規定する平成 49 年 3 月 31

日までの契約とします。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とします。

また、特別目的会社が事業契約を締結しない場合、県企業庁は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。ただし、この場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとします。

4.4 県企業庁と事業者のリスク分担

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计・建設、運営・維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負いません。

このリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁と事業者のリスク分担については、事業契約書（案）によるものとします。

なお、事業契約書（案）に示されていないリスク分担については、関係者協議会において双方の協議により定めるものとします。

入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

4.5 事業契約上の債権の取り扱い

4.5.1 債権の譲渡

県企業庁は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が県企業庁に対して有する債権（支払請求権）は不可分一体のものとして扱います。事業者は、事前に県企業庁の承諾がなければ債権を譲渡することはできません。

4.5.2 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、県企業庁に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県企業庁の承諾がなければ行うことはできません。

4.6 契約保証金の納付等

事業者は、設計・建設業務において、かかる工事費相当額及び当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を、工事開始予定日前までに県企業庁に納付するものとします。

事業者が、愛知県企業庁財務規程（昭和 55 年愛知県企業庁管理規程第 14 号。以下、「財務規程」という。）第 133 条第 1 号又は第 2 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されます。

契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、財務規程第 134 条第 1 項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

4.7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

4.7.1 基本的な考え方

事業者によるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

4.7.2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県企業庁の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県企業庁は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出・実施を求めるとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県企業庁は、事業契約を解除することができます。

2) 県企業庁の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

4.8 事業者が付保する保険

事業者は、事業契約書（案）に示す保険を付保すること。

4.9 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う

ものとしてします。

4.10 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

5. 事業実施に関する事項

5.1 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、県企業庁の対応窓口となり業務遂行上の諸手続きを行うこと。

5.2 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計・建設業務、運営・維持管理業務を行うこと。

5.3 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

5.3.1 モニタリングの目的

県企業庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

5.3.2 モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

5.3.3 モニタリングの実施時期及び概要

1) 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

2) 工事施工に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

3) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準

及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

4) 運営・維持管理業務に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認します。

5) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告すること。

5.4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

5.4.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県企業庁と事業者で協議を行います。

5.4.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業の一部施設は国庫補助金の補助対象とする予定であるため、県企業庁は事業者を支払う対価の一部に一時支払金として国庫補助金相当額を充てる場合があります。

なお、事業者は県企業庁が国庫補助金の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとします。

5.4.3 その他の支援に関する事項

県企業庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行います。

5.5 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.5.1 立地条件に関する事項

区 分	項 目	概 要
犬山浄水場	事業計画地	愛知県犬山市大字犬山字東洞 15 番地
	浄水場敷地面積	184,451m ²
	事業実施敷地面積	約 46,000 m ²
	都市計画用途区分	市街化調整区域

区 分	項 目	概 要
尾張西部浄水場	事業計画地	愛知県一宮市祖父江字南外山 271 番地 (工水)
	浄水場敷地面積	160,258m ² 愛知県稲沢市祖父江町祖父江柳原 86 番地 (水道) 愛知県一宮市祖父江字南外山 271 番地 (工水)
	事業実施敷地面積	約 1,000 m ²
	都市計画用途区分	市街化調整区域

5.5.2 施設の設計要件等に関する事項

1) 脱水機棟に関する要件

2 浄水場の脱水機棟については、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成 8 年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数 (I) を 1.25 以上とし、事業完了後 3 年程度まで使用できる耐久性を有する構造にすること。

犬山浄水場の脱水機棟と発電機棟を合棟とする場合は、重要度係数 (I) は、1.5 以上とすること。

2) 発電機棟に関する要件

発電機棟は、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成 8 年度版)に準拠し、重要度係数 (I) を 1.5 以上とし、事業完了後 3 年程度まで使用できる耐久性を有する構造とすること。

3) 脱水設備に関する要件

事業者は、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量、送泥濃度及び送泥量等に基づき、適切な脱水設備の設計を行うこと。

具体的には、脱水設備については次の要件等を満たすこと。

ア) 無薬注方式とすること。

イ) 脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること。

ウ) 脱水機ろ液は、要求水準書の水質規定を満たすこと。

エ) 犬山浄水場においては、常用発電で生じた廃熱を利用すること。

4) 常用発電設備に関する要件

事業者は、常用発電設備について、主な要件として次の要件等を満たすこと。

ア) 9 時～17 時は 3,000kW の発電運転を行い、それ以外の時間帯においてはピークカット

発電運転が安定的にできること。

- イ) ブラックアウト時において、浄水場の運営を再開できること。
- ロ) 常用発電機は複数台の構成とし、予備機を備えること。
- エ) 逆潮流を防止する機能を備えること。

5) 太陽光発電設備に関する要件

- ア) 最大出力 2.5MW 以上の発電能力を有すること。
- イ) FIT による余剰売電を可能とする系統連系を行うこと。
- ロ) 経年劣化による出力低下が少ないこと。
- エ) 事業完了後、県企業庁が太陽光発電設備を撤去するが、現時点で廃棄物として処理に問題のない製品を使用すること。

5.5.3 脱水ケーキの再生利用

事業者は、2 浄水場の排水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します（詳細は事業契約書（案）「別紙 13 脱水ケーキの再生利用業務について」参照）。

浄水場の中で行える脱水ケーキの加工作業は、脱水ケーキの乾燥、破砕、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から原料を搬入して混合するような加工はできません。

5.5.4 土地に関する事項

事業者が要求する場合、県企業庁は建設工事のために必要な作業用地として、2 浄水場の一部又は全部につき、その敷地内の一定範囲の土地を、有償又は無償で貸与します。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

5.5.5 生活環境影響調査

本事業における排水処理施設の整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

5.6 その他事業の実施に関し必要な事項

5.6.1 融資機関との協議

事業の継続性を確保する目的で、県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接契約（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがあります。

5.6.2 問合せ先

愛知県企業庁水道部水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（ダイヤルイン） 052-954-6683

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/suido/>

6. 提出書類

6.1 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、以下の書類に簡潔にとりまとめて1部提出すること。

- ・ 質問書（*） （様式1-1）

6.2 参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格審査書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

なお、審査結果を郵送により通知するため、返信用として長3号封筒を併せて提出すること。封筒表面に参加表明を行った応募企業又は応募グループの代表企業の宛名を記載し、簡易書留料金分として430円切手を貼付すること。

6.2.1 参加表明書

- ・ 参加表明書 （様式2-1）
- ・ グループ構成員及び協力会社一覧表 （様式2-2）
- ・ 事業実施体制 （様式2-3）
- ・ 委任状 （様式2-4）

6.2.2 資格審査書

- ・ 資格審査書 （様式2-5）

資格審査書とあわせて、以下の各書類について提出対象となる構成員及び協力会社は提出すること。

書類名		提出対象者
A	排水処理施設の設計・建設業務に当たる者の以下の実績を証明する書類 「公称浄水処理能力1万m ³ /日以上浄水場における浄水汚泥の排水処理施設について、機械脱水設備本体の製造又は施工（下請含む）の実績」	該当企業

書類名		提出対象者
B	常用発電設備の設計・建設業務に当たる者の以下の実績を証明する書類 「工場等における平常時の発電出力の合計が1,000kW以上の天然ガスコージェネレーションシステム本体について、製造又は施工（下請含む）の実績」	該当企業
C	経営状況を確認できる以下の書類 ・企業単体の貸借対照表及び損益計算書（最近3期分） ・企業単体の減価償却明細票（最近3期分） ・企業単体の利益処分計算書（最近3期分） ・諸引当金等が記載された資料（最近3期分） ・連結決算の貸借対照表及び損益計算書（最近1期分） ・代替信用補完措置への対応（必要な場合のみ提出）	構成員全て
D	会社概要	構成員、協力会社全て

6.3 参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

入札参加を希望したものが、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、以下の書類を1部提出すること。

- ・入札辞退届 (様式3-1)

6.4 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類は、以下のとおりである。

6.4.1 入札書

入札書は、入札価格内訳書とあわせて、1部提出すること。

- ・入札書 (様式4-1)
- ・入札価格内訳書 (様式4-2)

6.4.2 事業提案書等

事業提案書等は、15部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）14部）提出すること。また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を、【 】内は枚数制限を示している。

- ・事業提案書 (様式5-1)
- ・事業提案書一覧表（図面を除く） (様式5-2)

1) 事業計画等提案書

- ・事業計画等提案書 表紙 (様式6-1)
 - ・事業実施方針【1頁以内】 (様式6-2)
 - ・事業実施体制【3頁以内】 (様式6-3)
 - ・設計・建設工事費用内訳書 (*) (様式6-4)
 - ・運営・維持管理業務費用内訳書 (*) (様式6-5)
 - ・事業収支計画に関する考え方【1頁以内】 (様式6-6)
 - ・事業収支計算書 (*) (様式6-7)
 - ・資金管理計画【1頁以内】 (様式6-8)
 - ・キャッシュフロー計算書 (*) (様式6-9)
 - ・サービス購入料設定の考え方【1頁以内】 (様式6-10)
 - ・サービス購入料支払い予定表 (四半期毎+年度計) (*) (様式6-11)
 - ・その他収入計画の考え方【1頁以内】 (様式6-12)
 - ・その他収入計算書 (*) (様式6-13)
 - ・資金調達計画 (様式6-14)
 - ・リスク対応計画【3頁以内】 (様式6-15)
 - ・建設工事工程表【2頁以内】 (様式6-16)
 - ・工事管理計画【2頁以内】 (様式6-17)
 - ・関心表明書 (様式任意)
 - ・接続検討申込書 (写) (中部電力株式会社様式)
 - ・接続検討申込書 回答 (写) (中部電力株式会社様式)
- (事業計画等提案書とは別に後日提出する)

2) 設計・建設業務提案書

- ・設計・建設業務提案書 表紙 (様式7-1)
- ・施設概要【1頁以内】 (様式7-2)
- ・主要設備・機器概要【1頁以内】 (様式7-3)
- ・本件整備施設の性能について (大規模災害時における安全性、安定性)
【2頁以内】 (様式7-4)
- ・本件整備施設の性能について (脱水設備の信頼性及び脱水設備の処理能力)
【2頁以内】 (様式7-5)
- ・本件整備施設の性能について (既設受電設備との接続及びブラックアウトスタート)
【4頁以内】 (様式7-6)
- ・本件整備施設の性能について (太陽光発電設備)【2頁以内】 (様式7-7)
- ・本件整備施設の性能について (その他提案)【1頁以内】 (様式7-8)

3) 運営・維持管理業務提案書

- ・運営・維持管理業務提案書 表紙 (様式8-1)
- ・運営・維持管理業務の実施方針【1頁以内】 (様式8-2)
- ・運営・維持管理人員体制【3頁以内】 (様式8-3)
- ・運転管理計画【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-4)
- ・排水処理施設の維持管理能力【2頁以内】 (様式8-4-1)
- ・汚泥量増大時における対応について【1頁以内】 (様式8-5)
- ・緊急時における対応について【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-6)
- ・維持管理計画（事業年度毎修繕計画）【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-7)
 - 修繕計画（*）【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-7-1)
- ・維持管理計画（長期修繕計画）【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-8)
 - 長期修繕計画（*）【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-8-1)
- ・主要機器の耐用年数【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-9)
- ・定期点検計画、日常点検・保守【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-10)
 - 点検・保守計画（*）【排水処理施設は1頁以内、常用発電設備は1頁以内、その他は1頁以内】 (様式8-10-1)
- ・受電設備のメンテナンスへの対応【1頁以内】 (様式8-11)
- ・安全・防犯・衛生対策【1頁以内】 (様式8-12)
- ・周辺環境等への配慮について【1頁以内】 (様式8-13)
- ・省エネルギー性と温室効果ガス（CO₂）の削減への配慮について【1頁以内】 (様式8-14)

4) 脱水ケーキの再生利用業務提案書

- ・脱水ケーキの再生利用業務提案書 表紙 (様式9-1)
- ・脱水ケーキの再生利用業務の実施方針【1頁以内】 (様式9-2)
- ・脱水ケーキの管理・運搬計画【2頁以内】 (様式9-3)
- ・脱水ケーキの有価利用計画【2頁以内】 (様式9-4)
- ・脱水ケーキの非有価利用計画【2頁以内】 (様式9-5)

6.4.3 技術提案書

技術提案書は、15部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）14部）提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・技術提案書 表紙 (様式10-1)
- 1) 全体概要書
 - ・全体概要書 (様式10-2)
 - ・技術提案書一覧表 (様式10-2-1)
 - ・脱水処理工程～脱水ケーキ再生利用工程フロー図 (様式10-3)
 - ・単線結線図 (様式10-4)
- 2) 脱水設備等計画
 - ・機械設備計画 (様式10-5)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-5-1)
 - ・動力設備計画 (様式10-6)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-6-1)
 - ・計装設備計画 (様式10-7)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-7-1)
 - ・監視制御設備計画 (様式10-8)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-8-1)
 - ・入出力項目リスト (*) (様式10-8-2)
 - ・脱水設備等の周辺環境への配慮 (様式10-9)
 - ・脱水処理工程～脱水ケーキ再生利用工程における設備容量計算 (様式10-10)
- 3) 常用発電設備計画
 - ・発電設備計画 (様式10-11)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-11-1)
 - ・動力設備計画 (様式10-12)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-12-1)
 - ・計装設備計画 (様式10-13)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-13-1)
 - ・監視制御設備計画 (様式10-14)
 - ・主要設備リスト (*) (様式10-14-1)
 - ・入出力項目リスト (*) (様式10-14-2)
 - ・常用発電設備の周辺環境への配慮 (様式10-15)
- 4) 太陽光発電設備計画

・発電設備計画	(様式10-16)
・主要設備リスト(*)	(様式10-16-1)
・計装設備計画	(様式10-17)
・主要設備リスト(*)	(様式10-17-1)
・監視制御設備計画	(様式10-18)
・主要設備リスト(*)	(様式10-18-1)
・入出力項目リスト(*)	(様式10-18-2)
・太陽光アレイの処分計画	(様式10-19)
・太陽光発電設備の周辺環境への配慮	(様式10-20)
5) 脱水機棟、場内連絡管、発電機棟計画	
・脱水機棟、場内連絡管、発電機棟計画概要	(様式10-21)
・動線計画	(様式10-22)
6) 見学者対応設備計画	
・見学者対応設備概要	(様式10-23)
7) 施工計画	
・建設工事工程表	(様式10-24)
・体制・工程計画	(様式10-25)
・施工品質管理計画	(様式10-26)
・安全管理計画	(様式10-27)
・試運転計画	(様式10-28)
・建設工事における周辺環境への配慮	(様式10-29)
・機械器具等設置計画	(様式10-30)
8) 運営・維持管理業務計画	
・運転管理体制	(様式10-31)
・月別運転計画	(様式10-32)
・月別運転計画(排水処理施設)(*)	(様式10-32-1)
・月別運転計画(常用発電設備)(*)	(様式10-32-2)
・月別運転計画(太陽光発電設備)(*)	(様式10-32-3)
・水収支計画	(様式10-33)
・水収支計算書(*)	(様式10-33-1)
・ろ液水質管理計画	(様式10-34)
・水質測定項目リスト(*)	(様式10-34-1)
・従事職員の教育訓練、研修計画	(様式10-35)

・点検・保守計画	(様式10-36)
・長期修繕計画	(様式10-37)
・清掃計画	(様式10-38)
・安全対策、防犯計画	(様式10-39)
・運営・維持管理業務等における環境対策、その他	(様式10-40)
・エネルギー使用量計画	(様式10-41)
・電力使用量計算書(＊)	(様式10-41-1)
9) 脱水ケーキの再生利用業務計画	
・脱水ケーキの有価利用計画/非有価利用計画	(様式10-42,43)
・受入表明書	(様式10-44)
・脱水ケーキ搬出計画	(様式10-45)
・脱水ケーキ搬出計画書(＊)	(様式10-45-1)
10) その他	
・関係法令及び有資格者配置計画	(様式10-46)
・事業終了時における業務引継ぎに関する考え方	(様式10-47)
11) 既設改造プラン	
・犬山浄水場の既設特高設備の改造	(様式10-48)
・犬山浄水場の既設中央計装設備等の改造	(様式10-49)
12) 添付資料	
・添付資料一覧	(様式10-50)
・配置図	(様式10-51)

6.5 その他様式

・説明会参加申込書(＊)	(様式11-1)
・第2回現地見学会参加申込書(＊)	(様式11-2)
・汚泥提供申込書(＊)	(様式11-3)

6.6 提出書類に関する注意事項

※本様式集で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

※【 】は枚数制限である。

※「＊印」のついた様式は、Microsoft Excelにより作成すること。

※「6.4.3 技術提案書」の作成要領について、(様式10-1)の後に記載しているので、参照すること。

7. 提案書作成要領

7.1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたり、特に県企業庁からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

7.1.1 言語、通貨及び単位

各提出書類に用いる言語は、日本語とし、全て横書きとします。また通貨は円、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるものとします。

7.1.2 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A4版」縦置き横書き片面を標準とします。ただし、表は「A4版」又は「A3版」、図面は「A2版」又は「A3版」を標準とします。

7.1.3 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word あるいは Microsoft Excel（いずれも Windows 対応）とします。

7.1.4 会社名の記入

事業提案書には、応募企業または応募グループの代表企業名を記入すること。

7.1.5 その他事業提案書に関する共通事項

- ・明確かつ具体的に記述すること。
- ・分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること。
- ・製本する際は、特に指定のない限り、表紙のサイズにあわせること。
- ・ページ数は、様式集で規定しているものを除き原則として自由とするが、できる限り簡潔にまとめること。なお、ページが複数にわたる場合は、次の例示のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例) (様式6-2)

事業計画等提案書

事業実施方針	1 / 2
--------	-------

- ・事業提案書の提出の際に、提案内容が全て保存されているCD-ROM一式を提出すること。なお、Microsoft Excel で作成する様式については、関数及び計算式等を残したまま提出すること。
- ・入札時の提出書類は、「入札書」、「事業提案書等」、「技術提案書」の3つに分けて提出すること。提出方法について「入札書」は7.3を、「技術提案書」は7.8を参照し、「事業提案書等」については、次のとおりとする。
後述する7.4 事業計画等提案書、7.5 設計・建設業務提案書、7.6 運営・維持管理業務提案書、及び7.7 脱水ケーキの再生利用業務提案書について、各項目の作成要領に従って作成したものを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。

7.2 参加表明書及び資格審査書等

参加表明書及び資格審査書等の提出にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・6.2 に示されている指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、表紙を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・様式の指定のない書類については、6.2 で示した書類との整合ができるように書類番号とタイトルを資料に付けること。
- ・各様式に準じて作成する提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイントで作成すること（資格を証する書類の写し等を除く）。

7.3 入札書

7.3.1 入札書（様式4-1）

入札書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・入札書は、県企業庁の指定する封筒に入れ、封印して提出すること。
- ・入札書には、入札参加者名（応募グループの場合は代表企業名）を記入し、押印すること。
- ・封筒の表には、必ず入札参加者名を記載すること。
- ・入札価格は、事業期間にわたるサービス購入料を単純に合計した金額を記載すること。
- ・入札価格内訳書（様式4-2）、事業収支計算書（様式6-7）、サービス購入料支払い予定表（様式6-11）との整合に留意すること。
- ・金利及び物価は現行水準（事業期間一定）で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。また、サービス購入料の減額（要求水準の未達）及び増額（要求水準以上のLNG燃費の達成及び太陽光発電の達成）についても考慮しないこと。ただし、脱水ケーキの非有価利用に係る対価は、事業者提案量、提案処分単価及び資料1により示した汚泥量により算出すること。また、常用発電設備の夜間ピークカット運転に係る対価は、事業者の提案する運転単価及び資料1-2に示す運転時間により算出すること。

- ・排水処理施設の運営・維持管理に係る変動費は、資料 1 に基づき算出すること。
- ・入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

7.3.2 入札価格内訳書（様式 4－2）

- ・入札価格は、サービス購入料支払い予定表（様式 6－1 1）の数値と整合を図りながら、運営・維持管理期間の毎四半期の割賦支払金及び運営・維持管理業務に係る対価を合計して算出すること。
- ・算出される入札価格は、入札書（様式 4－1）に記載される金額と必ず一致すること。
- ・各サービス購入料の「汚泥処理単価（円/t-ds）」及び「脱水ケーキ処分単価（円/t-ds）」は、百円単位とすること。

7.4 事業計画等提案書

7.4.1 設計・建設工事費用内訳書（様式 6－4）

設計・建設業務にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意すること。

- ・物価変動、消費税及び地方消費税については考慮しないこと。
- ・要求水準に未達の場合のサービス購入料の減額は考慮しないこと。
- ・設計・建設工事費用内訳書（様式 6－4）、運営・維持管理業務費用内訳書（様式 6－5）、事業収支計算書（様式 6－7）、キャッシュフロー計算書（様式 6－9）、サービス購入料支払い予定表（様式 6－1 1）、については、Microsoft Excel にて A 3 ヨコで作成し、計算式及び関数がわかる形で CD-ROM に保存のうえ、提出すること。

7.4.2 運営・維持管理業務費用内訳書（様式 6－5）

運営・維持管理業務にかかる費用の算定にあたり、次の事項に留意するとともに、各費用の条件について留意すること。

- ・事業年度 1 年間の費用を記入する。
- ・提案内容に応じて記入欄は追加することとし、できる限り詳細に記入すること。また、その算定根拠についても明示すること。
- ・各費用は、事業収支計算書（様式 6－7）の内容と一致させること。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。
- ・要求水準に未達の場合のサービス購入料の減額及び要求水準を上回った場合のサービス購入料の増額は考慮しないこと。ただし、脱水ケーキの非有価利用に係る対価は、事業者提案量及び提案処分単価により考慮すること。

1) 人件費

- ・事業実施体制（様式6－3）、運営・維持管理人員体制（様式8－3）、及び脱水ケーキの再生利用業務の実施方針（様式9－2）等の提案内容と整合のとれたものとする。
- ・年度毎に役割別の人件費を記入すること。
- ・算定根拠には、各役割の人員数と一人あたり単価を記入すること。
- ・算定の前提となる年間汚泥処理量及び脱水ケーキ発生量は、「資料1 年度別発生汚泥量・発生ケーキ量」のとおりとする。

2) 修繕費

- ・排水処理施設（脱水機棟、脱水ケーキ保管・搬出設備等も含む）、常用発電設備及び太陽光発電設備の補修、修繕、点検等の維持管理にかかる費用について計上すること。
- ・維持管理計画（長期修繕計画）（様式8－8）と整合のとれた内容とすること。

3) 用役費（電気、ガス、水道、浄化槽）

- ・技術提案書における用役収支に対応させた費用とする。
- ・電気、ガス、水道、浄化槽の使用料単価は「資料2 事業提案書作成にあたっての用役費と土地使用料の算定について」の考え方をを用いて、費用を算定すること。

4) 脱水ケーキの再生利用業務費

- ・脱水ケーキの再生利用業務提案書の内容と整合性を図ること。

5) S P C事務経費

- ・運営・維持管理業務の実施方針（様式8－2）の内容等を踏まえ、本事業におけるS P Cの運営等に必要な経費について具体的に計上すること。

6) 保険料

- ・リスク対応計画（様式6－15）に記述されている保険内容と整合を図り、保険毎に保険額を計上すること。

7) その他必要と考える費用

- ・上記費用の他に、必要と考える費用について具体的に計上すること。

7.4.3 事業収支計算書（様式6－7）

- ・金利及び物価は現行水準（事業期間一定）で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。また、サービス購入料の減額（要求水準の未達）及び増額（要

求水準以上の LNG 燃費の達成及び太陽光発電の達成) についても考慮しないこと。ただし、脱水ケーキの非有価利用に係る対価は、事業者提案量、提案処分単価及び資料 1 により示した汚泥量により算出すること。また、常用発電設備の夜間ピークカット運転に係る対価は、事業者の提案する運転単価及び資料 1-2 に示す運転時間により算出すること。

1) 収支計画

7) 収入

- ・一時支払金、割賦支払金及び運営・維持管理業務に係る対価については、サービス購入料支払い予定表（様式 6-11）と整合を図ること。
- ・運営・維持管理業務に係る対価は、固定費と変動費に分けて記入すること
- ・脱水ケーキの売却等によるその他収入については、その他収入計算書（様式 6-13）と整合を図ること。

4) 費用

- ・「人件費」、「修繕費」、「用役費」等、運営・維持管理業務に要する費用については、運営・維持管理業務費用内訳書（様式 6-5）との整合を図ること。
- ・「支払金利」については、資金調達計画（様式 6-14）の外部借入の金利と一致させること。

ウ) その他

- ・収入、費用項目については、適宜追加の上記入すること。
- ・他の様式と関連ある項目の数値は、整合性をとって記入すること。

2) 資金収支計算書

- ・「資金調達」及び「資金需要」の内訳については、既に表示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。
- ・記入する金額は、上記の 1) 収支計画とキャッシュフロー計算書（様式 6-9）との整合を図ること。

7.4.4 キャッシュフロー計算書（様式 6-9）

「キャッシュインフロー」及び「キャッシュアウトフロー」の内訳については、既に表示しているものに加えて、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

- ・記入する金額は、事業収支計算書（様式 6-7）との整合性を図ること。
- ・評価指標であるプロジェクト IRR、エクイティ IRR、LLCR、DSCR（年

度毎、最小値、平均値)を計算して記入すること。

- ・金利及び物価は現行水準(事業期間一定)で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。また、サービス購入料の減額(要求水準の未達)及び増額(要求水準以上のLNG燃費の達成及び太陽光発電の達成)についても考慮しないこと。ただし、脱水ケーキの非有価利用に係る対価は、事業者提案量、提案処分単価及び資料1により示した汚泥量により算出すること。また、常用発電設備の夜間ピークカット運転に係る対価は、事業者の提案する運転単価及び資料1-2に示す運転時間により算出すること。

7.4.5 サービス購入料支払い予定表(様式6-11)

サービス購入料支払い予定表の作成にあたり、金利及び物価は現行水準(事業期間一定)で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。また、サービス購入料の減額(要求水準の未達)及び増額(要求水準以上のLNG燃費の達成及び太陽光発電の達成)についても考慮しないこと。ただし、脱水ケーキの非有価利用に係る対価は、事業者提案量、提案処分単価及び資料1により示した汚泥量により算出すること。また、常用発電設備の夜間ピークカット運転に係る対価は、事業者の提案する運転単価及び資料1-2に示す運転時間により算出すること。

1) 一時支払金

- ・事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」の考え方にに基づき算定すること。

2) 割賦支払金(割賦代金算定方法)

- ・事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」に定める算定方法に従い四半期毎に計上すること。
- ・割賦元金に対する割賦金利を計上すること。
- ・金利計算は基準金利に入札参加者が提案するスプレッドを上乗せした金利を基に算定すること。
- ・提案の前提となる基準金利は、平成26年4月1日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年もの(円-円)金利スワップレートとする。

3) 運営・維持管理業務に係る対価

- ・運営・維持管理業務を行う対価として県企業庁より支払いを希望する金額の算定根拠を示しつつ、運営・維持管理業務に係る対価として算定すること。
- ・運営・維持管理業務に係る対価は、運営・維持管理業務の作業量及び作業時間にかかわらず、固定的に要する費用である「固定費(円/年)」と、運営・維持管理業務の作業量及び作業時間に応じて発生する「変動費(円/年)」からなるものとする。固定

費（円/年）は、各事業年度で異なった金額を提案しても良いものとするが、変動費にかかる汚泥処理単価及びピークカット運転単価は、事業年度全体にわたり一律のものを提案するものとする。

- ・固定費の構成については、事業契約書「別紙 9 サービス購入料について」の通りとする。
- ・固定費に含まれる修繕費相当分については、次の点に留意した上で固定費を算定する。

7) 維持管理計画（長期修繕計画）（様式 8-8）に基づき、事業年度ごとに計画修繕費を算定し、当該事業年度の固定費に含めて提案すること。したがって、固定費については事業年度ごとに異なる費用を提案しても構わないこととする。

1) ただし、実際の修繕費が提案する年間の計画修繕費と異なった場合においても、原則として対価の支払いは提案どおりとし、変更は行わない。

- ・変動費の構成については、事業契約書「別紙 9 サービス購入料について」の通りとします。なお、電気、ガス、水道、浄化槽の使用料単価は「資料 2 事業提案書作成にあたっての用役費と土地使用料の算定について」の考え方をを用いて、費用を算定すること。
- ・変動費の算定は、「資料 1 年度別発生汚泥量・発生ケーキ量」及び「資料 1-2 常用発電設備運転条件」に基づき算定すること。
- ・処理単位の「t-ds」は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位までとする。また、「汚泥処理単価」及びピークカット運転単価は、百円単位とすること。

4) 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

- ・事業契約書（案）「別紙 9 サービス購入料について」及び「別紙 13 脱水ケーキの再生利用業務について」の考え方に基づき算定すること。
- ・脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、以下の算定式に基づき提案すること。

X 年度の支払対価(円) = (Ax - B) × 脱水ケーキ処分単価

Y 年度の支払対価(円) = なし

A_t : 事業年度 t における年間脱水ケーキ発生量 (t-ds/年)

B : 有価利用可能量 (t-ds/年)

なお、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の提案は、2 浄水場合計で行い、1,700 t-ds/年以上を提案すること。

また、脱水ケーキ処分単価は 39,900 円/t-ds（消費税及び地方消費税は含まず。）以下で提案すること。

- ・「脱水ケーキ処分単価」について、「運搬費」、「処理費」、「その他」など、内訳をできるだけ具体的に示すこと。
- ・有価利用可能量 (t-ds/年) を提案するにあたっては、脱水ケーキの有価利用計画（様式 9-4）と整合を図ること。

- ・脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の算定にあたり、前提となる年間脱水ケーキ発生量は、「資料1 年度別発生汚泥量・発生ケーキ量」のとおりとすること。
- ・処分単位の「t-ds」は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位までとすること。また、「脱水ケーキ処分単価」は、百円単位とすること。

7.4.6 その他収入計算書（様式6-13）

- ・脱水ケーキの売却によって、得られる収入を計上すること。
- ・事業収支計算書（様式6-7）のその他収入と整合性を図ること。

7.4.7 資金調達計画（様式6-14）

1) 事業費の調達に関する考え方

- ・事業費の調達内容について、「一時支払金」、「外部借入」、「出資金」、「その他調達」に分け、その内訳を記入すること。
- ・事業費は、設計・建設工事費用内訳書（様式6-4）の数値と整合を図ること。

2) 外部借入等について

- ・外部借入等について、その内訳がわかるように借入先別に借入条件を記入すること。
- ・借入条件には、借入時期、借入期間、金利、見直時期、返済条件等を記入すること。
- ・借入先には、現在検討している金融機関名について具体的に記入すること。

3) 出資金明細表

- ・出資金について、その内訳がわかるように出資者、出資金額、出資比率、出資者の役割及び配当の考え方等を記入すること。
- ・出資金明細表の記入にあたり下記の事項に留意すること。

ア) 出資者は、全て構成員であること。

イ) 代表企業は出資者の中で最大の出資を行うこと。

4) その他調達方法

- ・その他、資金調達手法として検討している手法があれば記入すること。

5) 金利変動に伴う割賦支払金の改定

- ・割賦支払金の算定根拠となる基準金利に上乘せするスプレッドを記入すること。
- ・その算出根拠を記入すること。
- ・基準金利設定の詳細については、事業契約書（案）「別紙9 サービス購入料につい

て」を参照のこと。

- ・提案内容により必要な項目、記入欄等は適宜追加してもよいものとする。
- ・物価変動、消費税及び地方消費税は考慮しないこと。

7.5 設計・建設業務提案書

設計・建設業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。

7.6 運営・維持管理業務提案書

運営・維持管理業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。
- ・修繕計画（様式8-7-1）及び点検・保守計画（様式8-10-1）についてはA4タテで、長期修繕計画（様式8-8-1）についてはA3ヨコで、Microsoft Excelにて作成し、計算式及び関数がわかる形でCD-ROMに保存の上、提出すること。

7.7 脱水ケーキの再生利用業務提案書

脱水ケーキの再生利用業務提案書を作成するにあたり、以下の項目に留意すること。

- ・事業計画等提案書との整合性に留意すること。
- ・各様式に記載されている指示に従い作成すること。
- ・有価利用可能量は、2浄水場の合計で1,700t-ds/年以上とすること。

7.8 技術提案書

技術提案書の作成にあたり、以下の項目に留意すること。

- ・様式集に示す技術提案書作成要領に従い、作成すること。
- ・事業提案書等との整合性に十分に留意すること。
- ・作成にあたっては、要求水準書を満足していることを明示するとともに、事業提案において特筆すべき事項、留意すべき事項について、分かりやすく記載すること。
- ・指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式10-1の表紙（A3版）を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。
- ・記載様式及び枚数は、指定様式を定めている場合を除き任意とするが、事業提案書等と同様の様式デザインとするとともに、出来るだけ簡潔に整理して記載すること。
- ・図面のサイズは「A3版」を標準とするが、提案内容が確認できるように大ききには留意すること。
- ・図面以外は「A4版」とすること。
- ・図面以外の様式と図面は、別冊で整理すること。

資料1 年度別発生汚泥量・発生ケーキ量

浄水場	区分	種別	項目	単位	実績					運営・維持管理業務 サービス対価算定値	備考
					H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	運営・維持管理業務の期間 H29年度～H48年度	
犬山 浄水場	上水	現在給水能力	—	m ³ /日	344,300	344,300	344,300	344,300	344,300	344,300	
			一日最大送水量	—	m ³ /日	245,220	251,940	262,620	250,590	245,110	251,100
		汚泥	汚泥処理量	m ³ /年	32,455	37,884	39,665	34,499	32,833	35,500	5か年平均
			汚泥平均濃度	%	2.3	2.5	3.0	3.8	2.5	2.8	5か年平均
		脱水ケーキ	発生量	m ³ /年	2,470	2,783	3,031	3,163	2,697	—	
			発生量 (平均含水率)	wet-t/年	1,942	2,291	2,672	2,687	2,323	—	
			発生量	%	72	71	66	66	71	—	
	発生量	ds-t/年	767	940	1,188	1,215	834	990	5か年平均		
尾張西部 浄水場	上水	現在給水能力	—	m ³ /日	169,000	169,000	169,000	169,000	169,000	169,000	
		一日最大送水量	—	m ³ /日	131,980	126,890	129,390	130,630	125,910	129,000	5か年平均
	工水	現在給水能力	—	m ³ /日	290,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	
		一日最大配水量	—	m ³ /日	117,060	113,880	109,420	103,790	102,870	109,400	5か年平均
	共通	汚泥	汚泥処理量(機械+天日)	m ³ /年	20,777	19,190	24,188	23,352	19,797	21,500	5か年平均
			機械	m ³ /年	17,999	16,432	21,829	21,714	19,797		
			天日	m ³ /年	2,778	2,758	2,359	1,638	0		
		汚泥平均濃度(機械)	%	3.9	5.3	4.3	4.2	3.9	4.3	5か年平均	
		脱水ケーキ	発生量(機械+天日)	m ³ /年	2,783	3,299	3,506	3,445	2,925	—	
			機械	m ³ /年	2,783	3,024	3,171	2,940	2,625		
			天日	m ³ /年	0	275	335	505	300		
			発生量(機械)	wet-t/年	2,420	2,643	2,864	2,716	2,371	—	
			(平均含水率(機械))	%	66	62	62	61	63	—	
			発生量	ds-t/年	666	874	1,004	976	778	860	5か年平均
			機械	ds-t/年	666	807	916	851	706		
			天日(注3)	ds-t/年	0	67	88	125	72		
		計	脱水ケーキ	発生量	ds-t/年	1,433	1,814	2,191	2,191	1,613	1,850

注1) 本資料は、運営・維持管理業務のサービス対価を事業者が提案するため示すものであり、設計・建設業務の設備容量等の算定は本資料に因らないこと

注2) 「汚泥」及び「脱水ケーキ」は、閲覧資料(実施方針)からのデータ

注3) 天日乾燥床分の「脱水ケーキ発生量(ds-t/年)」は、機械脱水と天日乾燥床の発生量(m³/年)の比率と機械脱水分の「脱水ケーキ発生量(ds-t/年)」から算出した

注4) 「現在給水能力」、「一日最大送水量」及び「一日最大配水量」は、営業関係資料集からのデータ

注5) 本資料においては、改築工事が始まったH21年度以降の工水「現在給水能力」は、改築完了後の給水能力とした

資料 1-2 常用発電設備運転条件

- ・事業者提案書を作成するにあたり、常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち、変動費に係る夜間ピークカットの運転時間は以下を参考に算出すること。
- ・以下は、過去3年間の犬山浄水場における電力消費量の実績の平均値を参考に設定したものである。
- ・3台目の導水ポンプが稼働する日を年間120日とし、そのうち夜間のピークカットの発生は2/3の80日とした。
- ・夜間のピークカット運転の時間は、1日＝4時間とする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3台目の導水ポンプの稼働日数 (日)	5	0	4	3	5	2	0	6	10	28	27	30	120
うち夜間に発生(日)	3	0	2	2	3	1	0	4	6	18	18	20	80

資料2 事業提案書作成にあたっての用役費と土地使用料の算定について

1. 用役費

(1) 電気使用料

事業提案書における運営・維持管理業務費用の算定にあたり、2浄水場の各事業年度の電気料金は以下の算定式にもとづき計上すること（平成24年度実績）。

- | |
|--|
| ・ 犬山浄水場：14.2（円/kWh）
× 犬山浄水場における各事業年度の電気使用量（kWh） |
| ・ 尾張西部浄水場：14.9（円/kWh）
× 尾張西部浄水場における各事業年度の電気使用量（kWh） |

※各浄水場の電気使用料の単価（円/kWh）は、平成24年度の実績値を採用しています。

なお、事業開始後のサービス購入料の支払いにおける電気使用料の単価（円/kWh）は、実績に応じて変動します。事業契約書（案）別紙9「サービス購入料について」及び別紙10「サービス購入料の改定について」を参照のこと。

(2) 浄化槽使用料

事業提案書における運営・維持管理業務費用の算定にあたり、2浄水場の各事業年度の浄化槽使用料は以下の考え方に従い計上すること。

浄水場名	浄化槽使用料の考え方
犬山浄水場	事業契約書（案）別紙9を参考に必要な経費を計上すること。
尾張西部浄水場	事業契約書（案）別紙9を参考に必要な経費を計上すること。

(3) ガス使用料

事業者がプロパンガスを使用する場合は、自らの費用負担で供給を受けるものとしますので、提案にあたっては、適宜使用料を計上すること。

(4) 上水道使用料

事業提案書における運営・維持管理業務費用の算定にあたり、本事業で必要となる2浄水場の作業用水及び衛生用水は、県企業庁が各浄水場より無償で提供するものとします。

2. 土地使用料

- ・ PFI 事業区域については、事業者に対する土地使用料は無償とします。ただし、浄水池上部は、ソーラーパネルを設置する以外は使用できません。
- ・ 事業者は、PFI 事業区域外を設計・建設工事の作業ヤード等として使用する場合は、県企業庁の定める土地使用料を県企業庁へ支払います。事業提案書は、平成25又は26

年度の使用料（次表）により算定するものとします。

浄水場名	1平方メートル1月あたりの 使用料（円）	1平方メートル1日あたりの 使用料（円）
犬山浄水場	110（平成25年度）	—
尾張西部浄水場	60（平成26年度）	—

資料3 脱水実験に使用する汚泥の提供について

民間事業者が本事業への参入を検討する際、汚泥を使用して脱水実験等を行うことを希望する場合、以下の手続きより汚泥を提供します。

(1) 申込み

平成25年12月24日(火)から事業提案書の提出2日前まで(必着)に、汚泥提供申込書(様式11-3)に必要事項を記載の上、電子メールにより申し込むこととします。電子メールの件名欄に必ず、「【犬山浄水場等PFI】汚泥提供」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をすること。

(2) 申込み先

愛知県企業庁水道部水道事業課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話(ダイヤルイン) 052-954-6683
メールアドレス kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

(3) 費用負担等

汚泥は無料で提供しますが、各浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は民間事業者が負担するものとします。

(4) 提供場所及び提供期間

汚泥は各浄水場排水処理施設内で提供します。採取場所については現地職員の指示によるものとします。日時については希望に沿えない場合は各浄水場から応募者あてに連絡をします。

平成25年12月24日(火)～事業提案書の提出前日
午前10時～午後3時(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(5) 注意事項

- ・ 県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行うこととします。
- ・ 各浄水場が発行するマニフェスト伝票を処分後に提出することとします。
- ・ 提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理業務の都合等で希望に沿えないこともあります。

資料4 ヒアリング実施要領

犬山浄水場始め2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）実施要領

1. 実施日時

平成26年●月●日（●）午後●時●分から（※日時が決まり次第、入札参加者に通知します）

2. 実施会場（予定）

（会場）愛知県産業労働センター（ウインクあいち） 中会議室（部屋番号は未定）
（控室）同 小会議室（部屋番号は未定）

3. 実施構成

- (1) 機材準備（5分）
- (2) 入札参加者による提案のプレゼンテーション（20分）
- (3) 事業者選定委員による入札参加者へのヒアリング及び質疑応答（40分）
- (4) 機材片づけ（5分）

4. プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は、事業提案書の内容に限るものとします。事業提案書に記載した以外の新たな内容は認めません。

5. プレゼンテーションの方法

- (1) パワーポイント等を使用することとします。パワーポイント等以外の資機材（模型、パネル等）を使用することは認めません。
- (2) 事業費（入札額）を示唆するような表現はできません。
- (3) パワーポイント等を配布資料として当日持参することとします（A3版×20部）。

6. 出席人数

一入札参加者につき、10名以内とします。

7. 会場側で用意する機材

- (1) スクリーン 1面（100インチ）
- (2) 投影型プロジェクター 1台（入札参加者の持ち込むものの予備機）
（NEC View Light VT770J+RGB信号ケーブル（ミニD-Sub15ピン））
- (3) 電源延長コード
- (4) マイク

8. 入札参加者が当日、用意するもの

- (1) 投影型プロジェクター及び投影型プロジェクターに接続するパソコン等 1式
- (2) パワーポイント等の配布資料（A3版×20部）

9. その他

入札参加者は、1 に示す開始時刻の 30 分前には控室に入室し、係員の指示に従い順番を待つこととします。

入札参加者は、当日の出席者名簿（様式任意）を事前に事務局へメールで送付することとします。

会場の下見及びリハーサルについては、必要に応じて各入札参加者で対応すること。

（連絡先）事務局

愛知県企業庁水道部水道事業課

電話（ダイヤルイン） 052-954-6683

メールアドレス kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp